

本案件は貴殿が本訴状を受け取った時点より係属中となるものとする。

■支払督促申立事件

第1 請求の趣旨

1 被告は原告に対し、登録時より現在までにおける滞納金及び遅延損害金の金35万円を支払え。

2 訴訟費用は被告の負担とする

3 仮執行宣言

第2 請求の原因

1 被告との取引

被告は登録時より弊社webコンテンツサービスの月額料金を滞納し、現在も未払いの状態である。また再三の料金請求に対し支払い意思なく誠意ある対応が一切なかった。

※以下詳細に関しましては、プライバシー保護の為下記よりログインしご確認の上、早急にご対応ください。

http://

◆送信専用の為、返信不可

◆債権委託収納センター

総合窓口：末原